

●特集

全国で進む子ども権利条例づくり

いま、地域、自治体では、国連・子どもの権利条約の国内批准（1994年）後、子どもの権利条約に依拠した子ども施策が実施されてきています。子どもの権利条約の広報、子ども計画の策定、条約の子ども観に依拠した子ども支援、「子育て」支援、すなわち子どもの参加、救済、居場所づくりなど、多様な形で取り組まれています。

その中で最近では、これらの子どもの権利実現の取り組みを条例の制定により促進していこうとする自治体も増えています。子どもの権利の総合条例は、1年前に比べて2.5倍、10にのぼっています（82号参照）。また、子どもの権利の理念を基本においた条例の制定は、子どもの権利に対しての誤解や偏見、反発などがみられる社会状況のなかで、身近な

地域、生活の場での子どもの権利の定着をはかる試みとして注目されます。また、これらの条例は、地方分権時代にあつて、従来のような縦割り行政に依拠した青少年健全育成や子育て支援、教育施策の個別的な実施を根拠づける法規とは異なり、地域における独自の子ども施策を総合的に企画し、推進し、評価・検証していく行政の営みを根拠づける条例として位置づけておくことが大切です。（喜多・荒牧・森田・内田編『子どもにやさしいまちづくり』日本評論社、参照）。

そのような特徴を持つ条例の全国的な制定状況を条例の形式によってまとめれば、以下の通りとなります（以下は子どもの権利条約総合研究所の分析・調べによる）。

10にのぼる総合的な子どもの権利条例

子どもの権利を総合的に保障しようとする条例（＝総合条例）の形成は、2000年12月に制定された「川崎市子どもの権利に関する条例」に始まります。（子どもの権利条約総合研究所編『川崎発・子どもの権利条例』エイデル研究所、参照）。この条例は、子どもの権利についての理念、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での関係づくり、子どもの参加や救済のしくみ、子ども施策の推進や検証のあり方などを規定し、子どもの権利保障を総合的にとらえ、理念、制度・しくみ、施策などが相互に補完し合うような内容になっています。このような総合条例は、川崎市条例を皮切りとして、以下、10の自治体で制定されました。

- 1 [神奈川県] 川崎市子どもの権利に関する条例（2000年12月）
- 2 [北海道奈井江町] 子どもの権利に関する条例（2002年3月）

NEWSLETTER No.85 CONTENTS

特集 全国で進む子ども権利条例づくり

○総説 /1

【制定された子どもの権利条例】

○「岐阜市子どもの権利に関する条例」の制定とその概要 /4

○芽室町子どもの権利条例の制定と有効性 /5

【制定途上の子どもの権利条例】

○北海道北広島市「子どもの権利条例検討委員会」 /6

○「札幌市子どもの権利条例（仮称）」 /7

○「大阪府子どもの権利についての条例（仮称）」 /8

連載 いま、子どもの意見表明・参加権は

○ゆう杉並中・高校生運営委員会の活動 /9

TOPICS

○第3回子ども国会の報告 /10

○子どもの権利条約フォーラム2006 in くまもと /11

お知らせ

○とことん アイスブレイク /12

- 3 [富山県小杉町] 子どもの権利に関する条例（2003年3月・市町村合併により廃止）
- 4 [岐阜県] 多治見市子どもの権利に関する条例（2003年9月）
- 5 [東京都] 目黒区子ども条例（2005年11月）
- 6 [東京都] 豊島区子どもの権利に関する条例（2006年3月）
- 7 [富山県] 魚津市子どもの権利条例（2006年3月）
- 8 [北海道] 芽室町子どもの権利に関する条例（2006年3月）
- 9 [三重県] 名張市子ども条例（2006年3月）
- 10 [岐阜県] 岐阜市子どもの権利に関する条例（2006年3月）

これらの総合条例は、個別具体的な制度・仕組みを伴って制定されているところに特徴がありますが、その有り様はさまざまです。子ども参加支援については、別表のように6つの条例で「子ども会議」を定めています。しかし廃止された小杉町をふくめて4つの条例では参加支援の理念はうたっているものの具体的な制度に踏み込んでいません。おそらくは子どもの参加主体性や行政の関与の抑制などを配慮してのことと見ることができます。条例では虐待、いじめなどの権利救済制度について多く規定しています。ただし、子ども総合計画の立案・推進の制度と評価検証制度については、別主体であることを原則としてどちらかの一方を選択する傾向があります。

個別制度に関する子どもの権利総合条例の比較（小杉町を除く）

	川崎市	奈井江町	多治見市	目黒区	豊島区	魚津市	芽室町	名張市	岐阜市
子ども会議	○	○	○			○	○	○	
救済制度	○	○	○	○	○		○	○	
計画立案推進				○	○	○		○	○
施策評価検証	○		○						

喜多作成（2006年4月現在）

総合的に子ども施策を推進していく原則条例

以上のような具体的な施策や制度の実施を念頭においた総合条例のほか、今後の子ども施策を推進するための原則・理念等を定めた条例も形成されてきました。

<子どもの権利に関する施策推進のための原則条例>

子どもの権利の視点に立った子ども施策の推進を中心にした原則条例としては以下のようなものがあります。これらの条例は、基本となる理念や政策を示し、その推進計画の策定と評価そして推進体制のあり方などが定められる傾向があります。基本施策には、子ども居場所づくり、子どもの参加、虐待の禁止・いじめへの対応、相談・権利擁護などが対象となっていますが、文言上は子どもの保護や責任がうたわれている問題もあります。

- 1 大阪府箕面市「子ども条例」（1999年9月）
- 2 岡山県新庄村「子ども条例」（2002年3月）
- 3 高知県「こども条例」（2004年8月）

<子育て支援・次世代育成支援に重点が置かれた条例>

子育て支援の総合的推進、次世代育成の施策を意識して制定されてきた条例も制定されてきました。

- 1 佐賀県神埼町「子ども条例」（2002年6月・市町村合併で廃止）
- 2 北海道「子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（2004年10月）

- 3 東京都調布市「子ども条例」(2005年3月)
- 4 大阪府池田市「子ども条例」(2005年3月)

<子どもの(健全)育成に重点が置かれた条例>

このほか健全育成の流れを残しながら、少子化対応や社会環境の改善などをねらいとした条例群も制定されてきています。

- 1 東京都世田谷区「子ども条例」(2001年12月)
- 2 金沢市「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」
(通称「子ども条例」、2001年12月)
- 3 島根県出雲市「21世紀出雲市青少年ネットワーク条例」(2002年3月)
- 4 愛媛県松山市「子ども育成条例」(2004年4月)
- 5 長崎県佐世保市子ども育成条例(2006年6月)

子どもの権利を個別分野で重点的に保障する個別条例

地域や子どもの実状や行財政事情などから、総合的な子ども施策を前提とした条例ではなく、個別の子どもの権利問題・重点課題に対応していくことを目的とした条例(＝個別条例)も制定されてきました。

<子ども相談・救済に重点を置いた個別条例>

子どもからの相談を念頭に置き、オンブズパーソン、子どもの権利擁護委員など、子ども固有の公的第三者相談・救済機関を設置するなど子どもの権利救済を図ることを目的として条例が、1998年の「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を皮切りにして各地に制定される傾向があります。この権利救済型の個別条例は、川崎市の総合条例とともに、日本における子どもの権利条例づくりの草分け的存在であるといえてよいでしょう。

- 1 兵庫県川西市「子どもの人権オンブズパーソン条例」(1998年12月)
- 2 岐阜県岐南町「子どもの人権オンブズパーソン条例」(2001年3月)
- 3 川崎市「人権オンブズパーソン条例」(2001年6月)
- 4 埼玉県「子どもの権利擁護委員会条例」(2002年3月)

<虐待防止に重点を置いた個別条例>

児童虐待防止法の制定後、これを補完し、地域における児童虐待の予防を図る条例も制定されてきています。

- 1 東京都武蔵野市「児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」(2003年12月)
- 2 三重県「子どもを虐待から守る条例」(2004年3月)
- 3 埼玉県行田市「児童、高齢者及び障害者に対する虐待防止条例」(2004年12月)

<防犯・安全に重点を置いた個別条例>

- 1 さいたま市「学校災害救済給付金条例」(2001年5月)
- 2 奈良県「子どもを犯罪の被害から守る条例」(2005年7月)
- 3 滋賀県長浜市子どもを犯罪の被害から守る条例(2006年9月予定)

このほか、直接子どもの権利だけを対象にしているわけではないが、東京都中野区「教育行政における区民参加条例」では、その4条において、権利の主体である子どもの意見表明・参加に配慮しなければならないと規定しており、また教育行政・政策への市民参加を制度化した条例として「鶴ヶ島市教育審議会設置条例」などがあります。これらは、将来「子ども参加支援条例」というジャンルを形成していく可能性があるといえます。

(編集部 喜多)

□制定された子どもの権利条例 ①

「岐阜市子どもの権利に関する条例」の制定とその概要

高木 章成 (法政大学大学院)

今年になってから、東海地方では子どもの権利の保障を目指す自治立法として、2つの条例が誕生した。4月施行の「岐阜市子どもの権利に関する条例」(以下、「岐阜市条例」と来年1月施行の「名張市子ども条例」(以下、「名張市条例」)である。後者は議員提案条例であり、いずれも3月の定例市議会で可決・成立した。

本稿では、岐阜市条例の制定の流れとその大まかな中身を報告する。

(1) 制定の経過

岐阜市で条例が制定されたきっかけは、2003年12月、定例市議会において、子どもの権利条約に対する市の取り組みについて一般質問が行われたことである。これを受けて、翌2004年度は、市民参画部人権啓発センターを事務局に教育委員会を含む子ども関係部局横断の検討プロジェクト会議が置かれ、子どもの現状と施策状況についての検討、多治見市への訪問調査を行った。同会議では、健全育成型条例も検討されたが、あくまで子どもに主体を置くべきとする考えのもと、後述の4つの権利を含む骨子案を示した。

2005年6月から外部委員による「ぎふ子どもの権利条例懇話会」を開催して骨子案を検討し、11月に案文を示した。この間、ジュニアリーダー研修会での意見聴取、「子どもの権利を考える市民フォーラム」の開催、パブリックコメントを実施している。特にパブリックコメントに関しては、市立学校において積極的な協力が得られ、計122通の意見が提出された。

同年12月に市内の国公立中学校推薦の生徒5名からなる子ども委員会を開催し、小学校4年生以上が理解できる条例「子ども版」を作成し、彼らのアイデアにより「子どもの権利～みんなの約束～」として普及するとした。

(2) 岐阜市条例の特徴

この条例は、前文、6章17条と附則からなり、子どもの権利条約に基づいて、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利の保障を図ることを目的とする。

目的の中に、「子どもの幸せ」を盛り込んだことは、この条例の特徴であり、制定者の「想い」である。

次いで、「子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利」として、「安全に安心して生きる権利」、「のびのびと育つ権利」、「自分を守り、自分が守られる権利」、「意見を述べ、参加する権利」を掲げ、適切な支援が受けられることを謳った。

また、子どもに対する「権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務」を含めた各種の責務規定を置いている。子どもの責務規定は名張市条例にも見られ、東海地方の2条例にみられる大きな特徴である。担当者の説明によれば、これらの規定は訓示規定に過ぎないが、「おとなの子どもへの約束」と「子ども同士の約束」が含まれている。制定者による子どもの主体性を期待した「子どものあり方」イメージの反映であろう。

このほか、これらの責務の実現と子どもの権利の総合的保障のための推進機関として、公募市民を含む「子どもの権利推進委員会」が設置され、今年度は年2回の開催を予定している。

(3) 条例施行後の施策展開

今年度、岐阜市においては、条例制定を受け、啓発の一層の推進、小中学校における条例学習プログラムの完成、子どもの権利を損なう状況の把握を課題とした。具体的には、条例チラシ(65,000枚)と子ども版(38,000枚)を各学校、町会等を通じて配布し、市報で特集を組んだ。また、各種研修会で活用できる子どもの権利に関するプレゼンテーション資料(パワーポイント)を作成中である。

岐阜市条例ではオンブズパーソン等、救済機関に関する規定は置かれなかったが、従来から市内に2つある相談室(家庭児童相談室・少年センター教育電話相談)を充実していくことにした。2つの相談室については条例チラシにも明示し、広報している。また、岐阜市では、チャイルドライン等の市民活動との協働も行われている。

以上、今年4月に制定された岐阜市条例について、制定の流れと条例の大まかな中身を述べてきた。岐阜市においては制定初年度と云うことで、従来の取り組みの充実に加え、新

たな取り組みを展開しようとしている段階である。この条例は、前述のように「子どものあり方」イメージを反映した条文構成となっているが、今後の政策展開において、このイメージがいかに具体化されていくのか、注目されるところである。

「岐阜市子どもの権利に関する条例」

<http://www.city.gifu.gifu.jp/jinken-centa/kodomo-kenri/index.html>

「名張市子ども条例」

<http://www.emachi-nabari.jp/jinken/data/jyourei/kodomojourei.html>

□制定された子どもの権利条例 ②

芽室町子どもの権利条例の制定と有効性

喜多 明人（早稲田大学）

北海道中川郡の「芽室町子どもの権利に関する条例」（以下、芽室条例という）は、2006年3月6日に制定・公布された。この条例の制定経過および今日的な役割について検討してみたい。

この条例づくりの出発は、2005年3月に芽室町が作成した冊子『芽室町自主・自立推進プランー新しい理想郷の芽室づくり』から、といわれている。この冊子の（7）節、「次世代が夢と希望を持てるまちづくり」のなかに、「次世代を担う子どもたちを育成するために、（仮称）こどもの権利に関する条例を制定します。」と記載された。芽室町は、地方分権法（2000年）の下で、地方の危機的な財政事情をふまえつつ、2004年2月、「当面、市町村合併をしないで『自主・自立のまちづくり』を進めていくこと」を決意し、この方針に基づき、町民・議員・行政により構成される「町民検討会議」が、「芽室町自主・自立構想」を策定した。町はこの構想を尊重し、これをふまえて作成したのが自主・自立推進プランの冊子である。

このように市町村合併問題を背景として、町民参加のまちづくり構想のなかに条例が位置づけられたこと、とくに子どもの地域参加・社会参加を軸にすえた「まちづくり」を構想していたところに芽室条例としての基本的特徴がある。そのことは、この冊子をうけて、所管の住民福祉部が条例原案づくりのための「検討委員会」を設け、その委員公募に合わせて開催された「めむろ自治町民講座」（2006年6月）に奈井江町の北町長を講師として招いていたことをみても理解できる。（中空知郡奈井江町では、子どもの権利条例に基づき子ども会議が活動し、市町村合併の可否に関する「子ども投票」、合併しない選択をしている。）検討委員会は、2名の公募町民を含めて11名で構成され、2006年7～12月まで9回の会議を開催した。11月22日、町長に「条例の原案」を提出し、パブリックコメント（約1ヶ月）にかけられ、その

結果を踏まえて、12月管理庁議、全体庁議を経て、12月16日議案送付された。この条例案は12月町議会定例会に提案され、翌年3月全会一致で採択されたのである。

芽室条例は、このように短期間ではあるが町民参加によって制定されたこと、条例の方針、中身に関しては、相当に奈井江町子どもの権利に関する条例が影響を与えたことが理解できる。たとえば「飛び出す教育委員会・子どもトークー中学校単位生徒会と教育委員の意見交換会」（中学生用、小学生用も別途開催）（芽室条例19条—小学校4校、中学校3校）などについては、自治体規模が小さい利点を生かした出前型子ども会議の開催という点で奈井江町の経験がよく生かされている。また、「子ども自身が抱える問題・・・に関する相談」（14条2）については、「スクールアドバイザー」制度の運用などが、「児童虐待」などの「救済委員会」（18条3）については、「芽室町児童虐待防止ネットワーク会議「救済」「担当部会」（設置要綱7条）が機能しており、これらの制度をさらに有効に働かせていくことが条例の役割であると認識されている。



□制定途上の子どもの権利条例 ①

北海道北広島市

「子どもの権利条例検討委員会」の今後の動き

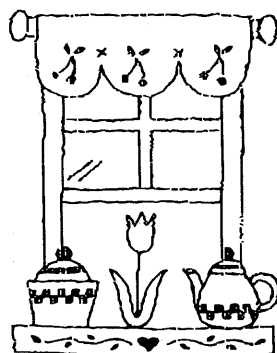
土田 敏弘（北広島市市民・高校教諭）

北広島市は、市長諮問機関である「子どもの権利条例検討委員会」（以下委員会）が、権利条例策定のための素案づくりを開始しました。委員の構成は、市内教育関係団体代表15名、学識経験者1名、公募市民委員4名を含めた20名。が、策定の目的・理念などの策定概要は、事務局（市の関係部課によるプロジェクトチーム）が作成。策定の基本姿勢は①市民参加・子ども参加でおこなう策定プロセスの重視 ②総合条例であること ③北広島らしさのある市民条例であること の3つ。第1回委員会（今年1月）は、策定理念である「子どもの権利条約」（ユニセフ抄訳）の概要説明と条例策定の基本姿勢の確認。第2回（3月）は、委員が4グループにわかれてブレイン・ストーミングし発表しあうというもの。テーマは、北広島市の子ども現状（実態）や子ども観、子どもをとりまく社会や地域の状況などを、それぞれの委員の立場や経験から発表。第3回（4月）は、委員会内に部会をたちあげ、それぞれの部会が自らのフィールドで調査（市民アンケート）し委員会に提示していくことを確認。部会は「幼児・親部会」・「小中高生部会」・「子どもの指導者部会」・「地域部会」（各部会5名の委員で構成）の4部会。第4回（5月）・5回（6月）は各委員の現場からのレポート発表が中心。さっそく体罰論議が勃発したようです。いっぽうで委員会内の認識や見解の相違点がクローズアップされました。「子ども観」「体罰論議」「権利と義務 表裏一体論議」「子どものわがまま論議」などなどです。第6回（9月）は、各部会によるアンケート案の検討がスタート。今年中にアンケートの実施・集約・分析をへて条例素案をつくるというタイムスケジュールからすると、現在進行中のアンケート案の内容検討は山場ということになります。最終答申は来年5月を予定。

制定にむけ始動した北広島市ですが、気になることがあります。一つは、広く市民に条例の意義を伝えようという場がないこと。不安です。予算が85万では少なかったのでしょうか。二つはアンケート内容のゆくえ。アンケート作成の検討の過程で部会の委員が共通の基本的認識を形成しあえるかがポイントのような気がします。三つは子どもたちのため

の子どもたちによる条例でどこまでありうるか。子どもは策定のための調査の材料でしかなくなるのかどうか。とても気になります。四つが権利と義務の平行棒が大人の立場だけで議論され、子どもの義務条例の様相を呈してしまうのではないかと心配。この心配は、多様な考えの大人市民が「子どもの権利」を学び知る共通のステージ（講演会やシンポジウム）がないことが原因です。とにかくアンケート調査だけ実施して終わってしまうのか（ふたたびアンケートの内容が気になりますが）も気になります。とにかく委員会における各部会単位での徹底した学習や共通認識形成への取り組みに十分な時間をかけること。策定プログラムを再検討し、子ども参加の策定プログラムを実現することが課題です。

最終答申後は、庁議や議会への事前説明を経て市長が市議会に提案というスケジュール。議会提出は来年の9月を予定。あと1年ということになります。次回委員会は10月中旬。委員会だけではなく、単独部会の形が可能であるかも検討しているようです。前回の部会では、小中高生部会や地域部会の委員の欠席が目立ちましたが、各部会内の委員どうして調整しているとのこと。9月の委員会の傍聴人は私をいれて計6名。すべて在住の市民でした。なおニュースレター作成にあたり、委員会事務局の藤島さんに資料をいただき、お話を聞きました。



□制定途上の子どもの権利条例 ②

北海道札幌市

子どもの意見を反映させた
「札幌市子どもの権利条例(仮称)」制定に向けて

小林 勇樹 (北海道大学大学院)

札幌市では、上田文雄市長の方針により、昨年4月以降、(仮称)「札幌市子どもの権利条例」制定をめざし、準備が進められている。

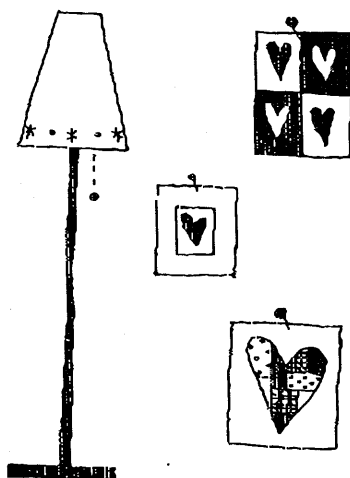
この条例づくりの特徴は第一に、住民参加と討議の豊かさにある。昨年4月に発足した審議会「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」では、条例案の起草にとどまらず、保護者、子ども、教師それぞれを対象とした懇談会の開催、子どもの実態把握のための出向き調査、子ども未来局との各種フォーラムの開催など、民主主義の実験とも言うべき多様な住民参加の実践が展開された。さらに子どもの意見を反映させるため、出向き調査による子どもたちへの聞き取りのほか、各学校においては、「子どもの権利」を題材にした授業が組まれた。今年2月には、公募で選ばれた32人の子どもたちによる「子ども委員会」が発足し、札幌の子どもにとって大切な権利と権利侵害からの救済について議論が行われた。DCI札幌セクションや札幌市子どもの権利条例制定市民会議など市民団体による条例案づくりも行われるなど、市民による自発的な学習と討議の場が広がっている。

条例素案の内容も特徴的である。検討委員会の最終報告を受けた札幌市は、本年7月に条例素案を作成・発表した。素案は7章からなり、条例の目的を「子どもが自らの意思でのびのびと成長発達していけるよう、子どもにとって大切な権利等を定めることにより、子どもの権利の保障を図ること」とした。第3章では、子ども委員会から出された意見をそのまま取り入れる形で、子どもにとって大切な権利を明記した。この中には、子どもの安全を脅かす事件が多発していることを踏まえ、「命が守られ、平和と安全のもとに、安心して暮らすこと」が盛り込まれた。さらに「ありのままの自分を大切にされること」「他人と比較されることがなく、自分のペースで生きること」「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」なども明記され、「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること」が盛り込まれた。

条例の実効性を確保するため、必要な措置も盛り込まれた。子どもの権利の保障状況を検証する「子どもの権利委員会」

を設置し、「子どもの権利に関する推進計画の策定」を行うこととなった。一方、子どもの権利オンブズパーソン制度の創設を想定した「第5章 子どもの権利の侵害からの救済」では、最終報告書において盛り込まれた権利救済機関の機能や役割を記した文言が削除されるなど、内容が後退しているところもあり、市民団体からは検討委員会の最終報告を尊重するよう意見が出されている。

9月現在、条例素案に対するパブリック・コメントが終了し、条例案の策定は最終段階にある。パブリック・コメントには、子どもと大人からあわせて3504件の意見が提出され、市民の関心は高まっていると考えられる。札幌市は、議会審議を経て今年度中に条例の制定を目指すとしている。市民団体も、議員や子どもたちとの意見交換会を予定するなど、市民による条例づくりの取り組みはさらに活性化している。



□制定途上の子どもの権利条例 ③

大阪府

「大阪府子どもの権利についての条例(仮称)」 制定に向けての「子どもの権利観」確立の必要性

山本 智子 (大阪府立大学大学院)

検討中の「大阪府子どもの権利についての条例(仮称)」は、「府議会9月定例会」やWebページなどで公開され、意見を募った後に、再討議を経て検討会議の提言としてまとめられ、府議会で審議される予定である。これまでの検討状況は、「生活文化部次世代育成支援室少子対策課」のWebページをご参照頂きたい。これを基に、条例を方向づける問題意識や子どもの権利観、条例の実行に影響を及ぼしうる府の社会関係について、論点を述べる。

1. 「問題意識」を巡って

条例制定を動機づける「背景・趣旨」には、子どもへの「虐待」などにみる「子どもの権利侵害」だけでなく、子どもによる「いじめ」や「非行」など「子どもの健やかな育ちの侵害」が挙げられている。

一方、2005年10月から2006年1月にかけて実施された「おおさか子ども会議」に参加した子どもたちが検討会議において述べた問題意識は、文言としては挙げられていない。

2. 「子どもの権利」を巡って

「子どもの権利」については子どもの「尊厳」に加えて子どもの「基本的人権」が規定されているが、「子どもの権利侵害」については「子どもの尊厳、基本的人権を損なう身体的又は精神的な暴力等」と定義されている。

また、「子どもの最善の利益」に言及されながらその決定主体が明確にされていないなど、子どもの権利が十全に規定されていない一方で、子どもの責務が規定されている。

3. 「市町村」・「民」との「社会関係」を巡って

府の「市町村」に対する役割には「市町村との協力」が挙げられているが、市町村からは意見が出されていないなど、府と、大阪市や堺市といった政令指定都市を含めた府下の市町村との、双方向的な関わりを認めていない。

また、府の「民」に対する役割には府民に対する「啓発」と子どもに対する「周知」が挙げられているが、前述した

「子ども」の「責務」規定に加えて、「保護者」や「府民」に対して「養育の第一義的責任」や「地域社会づくり」が規定されるなど、条例の実践面では「民」の役割が重点化されている。一方、「事業者」の企業倫理を問う、「子どもの尊厳を損なわない事業活動」規定には注目されるが、事業者代表が検討会議の委員を構成していないことなどから、責務が規定されうる当事者による、相互的な議論は行われていない。

「子どもの権利」を巡っては、「子どもの権利条約」などに認めるような加算的な考え方と、「子どもに権利を保障するなら義務も課す」とか「子どもを大人と同様とみなすか否か」といった議論に認めるような二者択一的な考え方が存在する。活発な議論を期待したい。

「大阪府生活文化部次世代育成支援室少子対策課」

<http://www.pref.osaka.jp/koseishonen/>

いま、子どもは学校や地域で、どのように意見表明し、社会参加しているのでしょうか。また大人がどのように子どもたちをサポートしているのでしょうか。子ども主導で活動する「場」取材し、子どもたちの声や様子を中心に紹介していきます。

連載第1回目は、杉並区の児童青少年センター「ゆう杉並」の中・高校生運営委員のメンバーに会いに行きました。「ゆう杉並」は中・高校生のための児童館として、文化や芸術、スポーツなど自主的な活動をし、生き生きと交流できる居場所です。

ゆう杉並中・高校生運営委員会の活動

「ゆう杉並中・高校生運営委員会」は、15名で構成されています。任期は1年間で、今年度は第10期。毎月の定例会と部会で、集大成としての「アクティブフェスタ」を含め、年間いくつかのイベントを企画運営し、利用者からの意見を聞きながら、利用者カード「ゆうカード」活用方法の改善や自販機の設置など、自分たちの居場所づくりをしています。年度の初めに合宿を行い、今年1年間のことを話し合ったのですが、『とにかく、すごい話した！充実した！』とのこと。夜を徹するくらい盛り上がり、1年間の良いスタートとなったようです。

9月の定例会は、22日の夜、開かれました。中3から高3までの9名が出席。文化祭準備などで忙しい中、駆けつけてくる人もいました。今回の主な議題は、11月11日に行うまつりについて。「夜祭り」をイメージしているそうです。

進行や書記や各部会からの報告などの役割分担も、“一緒にやっている仲間”ならではの絶妙な呼吸です。トントンと進んでいくなあ…とっていたら、「運営委員Tシャツ」のデザインでヒートアップ！こだわるところにはこだわるメンバーの“あそび心”が見えました。『とにかく、おもしろそうなこと、楽しいことをやりたい！』と語っていた言葉を思い出し、みんなで楽しいことに向かうからこそ、お互いが遠慮せずに意見を出し合っているのだなあ、と感じたシーンでした。また、まつりでの「電飾のプラネタリウム案」は、『学校の先生に相談して実験してみた』など、自分のやってみたいことのために、積極的に人に働きかけ、実現を目指します。ちなみに、実験の結果は失敗でした。

そして、会議全体を通して印象的だったのが、メンバー一人ひとりの個性が活きているということ。『共通認識を持てるまで話し合うから、とても時間がかって、いつも話し合いが長くなる』のだそうですが、こん

なふうに、お互いのこだわりを尊重して、時間をかけていくから、一人ひとりの個性の活きた、型にはまらない自分たちのイベントになるのでしょうか。



運営委員会主催イベント

そんな“こだわり”の強い運営委員会を見守る担当職員は、会議の間、委員たちからの『ホールの空いてる日は？』とか、お金のことなどの相談を受け、彼らが企画していくのに必要な情報を提供します。運営委員たちにとって職員は『随時、相談できる』存在です。

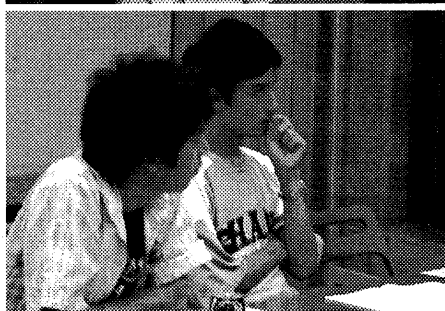
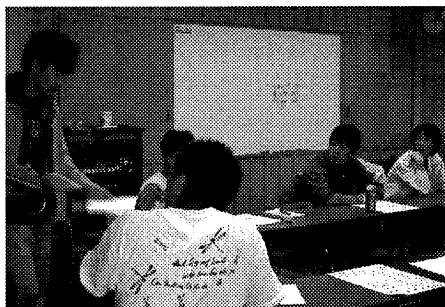
杉並区は「子どもの意見表明の場を増やす」「子どもの自主・自立」のねらいをもっています。担当職員は、この10年間で、関わるおとなとしてのスキルもできてきましたが、それでも常に「おとなの立ち位置、どうサポートするか」を検討しているそうです。『子ども一人ひとりの思いを大切にしながら、担当職員としてのビジョンをどう伝えるかが難しい』『子どもは、子どもの意見を言う。おとなはおとなの感覚・感性をだす。バランスは難しいですが、そういう姿勢でやっています』—「やらせる」でもなく「ほったらかす」でもなく、まず子どもが「意見表明してもいいんだ。自分の意見を言いたい。」と思える環境をつくり、その上で子どもとおとなが“やりとり”しているのです。

担当職員は『委員の仕事は利用者の代表としての運営に関わるので、責任はありますが、自分の意見を言うことを楽しんでほしい。いろんな利用者がいて、好き嫌いを超えて、いろんな違いを知ってほしいのです。』と運営委員への思いを語ってくれました。

最後に「ゆう杉並」の運営を『ゼロからやっていく』という意識をもっている彼らに、『運営委員の仕事は、自分にとって、どんな経験ですか？』と問いかけました。

『創っていく側がおもしろい』—しゅんた(高3)『学校では学べないことを学んでる』—サトー(高2)『ゆう杉並大好き！意見が出し合えるんだ』—ハギー(高1)など、自分で自分たちの居場所づくりをしていく経験を、とても必要としていることを感じました。

また『全然関係ない人と集まって、話をして、お互いの違いに触れるのが楽しい』—ゴルゴ(高3)『きついけど、みんな



が励ましてくれる』ーくぼっち(高2)『みんなとやっていこうと思う』ーけいちゃん(中3)など、一緒に運営していく中で、人と人がつながっていく貴重な経験を積んでいるのです。

そして『いろんな人と知り合って、客観的に見る目が養われた』ーオオカワちゃん(高1)『運営委員3年目だけど、毎年違う。先輩から学んで、今年は下の子をみて…人として成長できたと思う。』ーじゅんじゅん(高3)など、自分自身の育ちを実感し、誇らしげに語ってくれました。

『ゆう杉並は高校生までだけど、大学生になっても来たいな。大学生もいいことにしようか?』と笑い合う運営委員のメンバーは、生き生きとしていて、頼もしかったです。

「杉並区(ゆう杉並)」

<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/map/detail.asp?home=H01560>

(編集部 岸畑)

TOPICS ①

第3回子ども国会の報告

清水 麻奈 (子ども国会実行委員)

子ども国会実行委員会は、「子どもたちの意見が取り入れられる社会の実現」を目指し、子ども国会を開催しています。将来を担う子どもたち自身が、社会の一員として社会を見つめ、声を発していくための場を作ることが、団体の活動です。その中で、様々な人がお互いに学び、変わっていきける環境を作ります。

第一回子ども国会は、「世界中の子どもに教育を」キャンペーンの日本の行動として行われました。このキャンペーンは、世界180カ国のNGOや教職員組合がそのネットワークを利用して世界中の子どもが質のよい教育を受けられるように世界同時に行動を起こそうというものです。当日は、113人の子どもたちが、世界や日本の教育について話し合い、意見書を採択し、それを各党の議員、文部科学省、外務省などへ手渡しに行きました。その年の10月、民主党からの中間報告をもらい、それに対する更なる意見交換をするため、5月12日、再度議員さんを訪問しました。そして、第一回子ども国会で子ども実行委員として活動した学生メンバーがキャンペーンから独立し、第二回子ども国会開催を目指し、活動することになりました。

第二回子ども国会では、約100名の中高生が集い、国際・教育・環境・福祉のテーマに別れ話し合いを行い、意見書を採択し、ILO駐日代表の堀内さんや、アフリカ・ベナン共和国に学校を建てる活動を行っているソマホンさん、民主党神元美恵子議員、社民党福島党首、日本教職員組合などに意見書を手渡しました。また、12月には社民党の福島党首と、保坂議員と、子ども議員による意見交換会が行われました。

そして、今年第三回子どもが開催されました。今回のテーマを「対話・人の輪・世界の和 ～お互いが変わっていくために～」とし、「主張する時代は終わった」というコンセプトから、様々な世代の人・様々な世界の人との対話を実現させ、自分を知り、お互いを知り、お互いが変わっていく！ということを目指しました。約40名の中高生が、東京代々木オリンピック記念青少年センターに集い、一泊二日で国際・教育のテーマに分かれて話し合い、宣言書を作成しました。今回の分科会のテーマは、「マスメディアは戦争をと

められるか」、「本当の国際支援とは?」、「憲法9条改正」、「貧困問題」、「エリート教育ってどうなの?」の5つです。1日目に2回、合計5時間半の討論の時間を設け、子ども議員さんに、それぞれのテーマの現実、理想、改善案(政府にしたいこと、自分たちにできること)を話し合ってもらい、最後にアクションプランを作ってもらいました。2日目には、発表、そして新しい試みとして大人との対話を行いました。分科会ごとにそれぞれのテーマを専門とする大人の方々に参加していただき、意見交換をしました。子どもたちは、大人の方々が持っている豊富な知識に触れ、多くのことを学ぶことができました。大人の方々は、子どもたちが真剣に社会的な問題について考え、意見を持っていることを知り、喜んで下さいました。お互いが良い刺激になり、それぞれが持っていた考えや意見に変化が生まれたのではないかと思います。

これから作成した宣言書を各党の議員や政府関連施設、教育関係者などにもって行き、意見交換をします。宣言書に書かれている内容を政策決定時に反映してもらうことや、お互いが変わっていくことを実現するために、対話の要素をできる限り取り入れていきます。

子ども国会は、来年も再来年も続けていきます。それは、参加した子ども議員さんから、子どもが意見交換をできる場があって嬉しい、来年も参加したいと言ってもらえるから、そして私たち実行委員が「子どもの意見が取り入れられる社会」を実現したいと強く思っているからです。多くの方々に支えられながら、子ども国会実行委員は今後も子どもの声をより多くの人々に届ける活動を行っていきます。

「子ども国会」

HP <http://kodomokokkai.net/>

メール kodomokokkai06@yahoo.co.jp

子どもの権利条約フォーラム2006 in くまもと

11月11・12日に熊本学園大学(熊本市)で !!

熊本でフォーラム開催の準備を始めたのは昨年11月のことでした。今年4月22日に熊本学園大学で「結成の集い」を開いて実行委員会を結成し、以後、賛同会員（一口千円）、賛同団体（一口5千円）を募りながら、2週間に一度の実行委員会を重ねています。熊本の高校生は課外授業や部活で時間的に縛られていることが多く、実行委員会への参加が難しいのですが、こういう状況がまさに熊本の課題だと痛感しながら、多くの子どもたちの参加を実現するために試行錯誤を続けているところです。

今年のフォーラムのテーマは、「子どもの力をうばわないで！——わかってほしい！おとなと子どものあいだで、なぜかムカついっているわたしなのです——」。熊本の子どものメッセージ、いかがですか？全国のみなさまのご参加を心からお待ちしています。

(実行委員長 砂川 真澄)

《プログラム》

11日(土) 13:00~17:00 オープニングと全体会

○うたとおどりではじまりだ(やまなみこども園の子どもたち)

○講演「子どもの力をうばうのはだれだ？」 講師：ピア・コーペラさん(22歳)

○感じたこと、思ったことを話そう、他

17:30~19:00 交流会

12日(日) 10:00~16:00

10:00~15:00 分科会 ※午後はシンポジウムと同時開催です。

分 科 会 テ ー マ	午前	午後	対 象
①みんな集まれ！触れて聴いて味わって嗅いで、自然って楽しいな！	○		7歳～おとな
②全盲で普通学級に通う桂司さんを中心に障害児の教育権を語り合う	○		7歳～15歳
③見て！聞いて！世界には、精一杯働いている子どもがいるよ	○		12歳～おとな
④市民の立場から国連に子どもの実情を報告、ぜひあなたも！	○		子ども&おとな
⑤「いのち」のさかのぼり—自分の生と命の輝きを見つめよう—	○		小学生～おとな
⑥おとなが気づかずに行う子どもへの心理的圧迫について考えます	○		おとな
⑦アメとムチではなく、主体的な選択を子どもに促す育児プログラム	○	○	おとな
⑧問題解決力アップのための8ステップ(いじめ対抗編・演習)	○		おとな
⑨離婚は私の我儘？子から父を奪う事？DV環境では子どもも被害者	○		おとな
⑩子ども時代を取り戻そう！—フィリピンと日本の子ども問題—	○		15歳～おとな
⑪子どもの声を電話で受けつける活動を、ぜひあなたの地域でも！	○		18歳～おとな
⑫忍者遊びを通して、仲間と表現しあう楽しさを体験していきます		○	7歳～12歳
⑬権利条約について、ゲームを通して楽しく分かりやすく学びます		○	7歳～おとな
⑭日本にすむ国籍・文化・言語が異なる家族の子どもの権利を考える	○		7歳～おとな

13:00~15:00 シンポジウム「子どもにやさしいまちづくり」

コーディネーター：荒牧重人さん(山梨学院大学教授)

シンポジスト：森田明美さん(東洋大学教授)、古江律代さん(山鹿市子育て支援専門員)、

百田英子さん(志免町教育委員会教育相談員)、山並道枝さん(やまなみこども園園長)

15:15~16:00 クロージング

●参加費：子ども無料(18歳未満または高校3年生まで)、おとな千円(当日受付1200円、2日間有効)

●ホームページ <http://www.5c.biglobe.ne.jp/~k-table/>

子どもの権利条約ネットワーク

こんなに
たくさん!?

とことん☆アイスブレイク

今回のセミナーは、さまざまな種類のアイスブレイクを体験し共有していくことを目的としています。アイスブレイクのネタを楽しく増やしなが、子どもの権利に対する理解を深め、子どもの権利を尊重する支援者の役割やあり方を考えます。

「知っているアイスブレイクの種類を増やしたい」「子どもの年齢に応じてアイスブレイクをもっと使い分けられれば…」と思ったことはありませんか？この機会に、ぜひぜひご参加ください！お待ちしております！！

〈日時〉 11月3日（金）※文化の日 10:00～16:00（12:00～13:00 休憩）

〈対象〉 子どもに関わる活動をしている人、アイスブレイクネタを増やしたい人 20名

〈用意〉 動きやすい服装でご参加ください。また、知っているアイスブレイクがあれば、当日紹介してください。

〈内容〉 「初対面のリラックス系」「自己紹介系」「気分転換系」「気づき系」など場面に応じたアイスブレイクが盛りだくさん！当日の詳しい「記録」を後日お渡しするので、メモを取る必要なし！

〈会場〉 早稲田大学文学部キャンパス 第5会議室

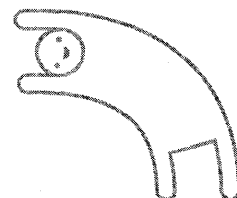
〈参加費〉 一般：おとな 2,000円／学生・子ども（18歳未満）1,500円

会員：おとな 1,500円／学生・子ども 無料

〈お申し込み・お問い合わせ〉

※ 資料・会場などの準備があるので、事前申し込みをお願いします。

申し込みメ切・・・10月30日（月） 12:00マデに「子ども権条約ネットワーク」へ



今こそ必要な、自分と人とをたいせつにする人権の本！

わたしの人権 みんなの人権

監修 荒牧重人（山梨学院大学法科大学院教授）
小学校高学年～中学生向／全6巻
各48ページ／A4変型判／オールカラー
揃定価17,640円（揃本体16,800円）
各巻定価2,940円（本体2,800円）



- 1巻 「自分をたいせつに」からはじめよう 佐々木光明 編著
- 2巻 いじめ、暴力、虐待から自分を守る 坪井節子 編著
- 3巻 意見をいって自分もまわりも変わる 喜多明人 編著
- 4巻 いろいろな人の人権を考える 石井小夜子 編著
- 5巻 立ちあがる世界の子どもたち 甲斐田万智子 編著
- 6巻 情報を得ること伝えること 野村武司・平野裕二 編著

ポプラ社
〒160-8565
東京都新宿区大京町22-1
フリーダイヤルFAX
0120-536188
電話 03-3357-2212

「子どもの権利条約」No.85 2006年10月15日発行

★発行（季刊・年4回）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the
Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール ncrc@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント